

神奈川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 概要

電気設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う蓄電所の対象事業への追加、宅地造成等規制法改正や軌道法施行令改正など法令改正に伴う対応のほか、公告の公報登載の見直しへの対応のため、神奈川県環境影響評価条例施行規則の別表を改正する。

2 内容

《別表第1（第1条関係）又は別表第3（第5条関係）関連》

※ 別表第1は対象事業、別表第3は実施計画書の提出時期を規定したもの

- ① 電気設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴うもの（別表第1及び別表第3）
 - ・ 従来の省令に定義されていた「変電所」から分離するものとして、新たに「蓄電所」が定義されたため、神奈川県環境影響評価条例の対象事業についても従来の「変電所」のほか「蓄電所」を追加するもの（次ページ参照）
 - ・ 条項ずれへの対応
- ② 宅地造成等規制法の改正に伴うもの（別表第1及び別表第3）
 - ・ 法の題名や条項ずれへの対応
 - ・ 法に盛土規制の許可が追加されたため許可を追加
- ③ 軌道法施行令改正などに伴うもの（別表第3）
 - ・ 各法令の改正による許認可の条項ずれなどへの対応

《第19条第3項関連》

- ④ 公告について公報登載から県ホームページへの掲載に変更
 - ・ 規則に公報登載規定がある公告のうち公聴会については、公報登載を見直し、県ホームページ等の方法に変更する。

4 今後の予定

6月下旬 公布及び施行

《参考》 蓄電所の対象事業への追加について

1 省令における蓄電所と変電所の違い

蓄電所は構外から伝送された電力を貯蔵し、同一電力（同一の使用電圧及び周波数）のまま構外に伝送するものであり、変電所は構外から伝送された電気を変圧器等で変成して構外に伝送するものであるため、伝送機能は同じで施設の処理内容が異なるものである。

しかし、蓄電池がある施設でも変圧器等が併設されるものは、従来どおり、変電所の取扱いとしており、蓄電池のみで独立したものだけ蓄電所とした。

2 環境影響評価条例における対象事業及び対象要件の取扱い

条例アセスの対象事業に「変電所」があり、その要件は、土地の開発に着目して面積で定められている。（甲地域 1 ha、乙地域 3 ha、その他の地域 3 ha）

対象事業「変電所」には「変圧器などの変電設備を併設する蓄電池施設」が含まれているところ、蓄電所は、変電設備を設けないものであり、変電所の一部が独立したものといえる。

また、変電所及び蓄電所は、いずれも「構外から伝送される電気を構外に伝送する」という、類似の電気系統を有し、電気工作物の土地の面的開発の点では同様である。

よって、蓄電所を変電所と同様にアセス対象にし、変電所と同じ面積要件とする。

県条例アセスの対象事業に蓄電所はないため、蓄電所の追加及び所要の改正を行う（環境影響評価条例施行規則別表第 1 及び第 3 の改正）。